

事 務 連 絡  
平成 23 年 9 月 2 日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

東日本大震災の影響による経腸栄養剤（医薬品）の供給不足に伴う  
医療扶助特別基準の設定について（その 2）

東日本大震災の影響により、被保護者である在宅療養患者の方が、経腸栄養剤（医薬品）のかわりに、薬事法上、医薬品としての承認を得ていない、いわゆる医療食としての扱いを受けている類似製品（以下「医療食」という。）を使用せざるを得なくなった場合、医療扶助による特別基準の設定を行えることとして、「東日本大震災の影響による経腸栄養剤（医薬品）の供給不足に伴う医療扶助特別基準の設定について」（平成 23 年 4 月 11 日付事務連絡）により手続等について通知したところです。

その後、経腸栄養剤（医薬品）にかかる生産設備の復旧等により、現在では震災前の平常時の在庫まで確保され、安定的に供給がされている状況であることから、本取扱いは、平成 23 年 9 月 15 日をもって終了することとしますので、管内実施機関に周知されるようお願いします。

なお、本取扱い終了後、東日本大震災の影響により、やむをえず医療食を使用せざるを得ない状況となった場合、別途、当職までご連絡ください。

**【担当】**

厚生労働省社会・援護局

保護課医療係 梁瀬・中山

Tel : 03-5253-1111（内線 2829）

mail : hogo-iryou@mhlw.go.jp